

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和2年10月5日

世 田 谷 区

1. 業務概要

(1) 契約予定件名

世田谷区立中学校学校主事業務委託（長期継続契約）

(2) 業務内容

環境整備業務

管理修繕保守業務

校務・庶務的業務

施設管理業務

学校安全・災害対策業務

(3) 履行場所

世田谷区立駒沢中学校

世田谷区立駒留中学校

世田谷区立玉川中学校

世田谷区立芦花中学校

世田谷区立砧南中学校

世田谷区立喜多見中学校

世田谷区立三宿中学校

世田谷区立世田谷中学校

(4) 履行期間

令和3年4月1日より令和6年3月31日まで

令和3年3月を履行の準備期間（事前研修等）とするため、契約日は令和3年3月からを予定している。

契約期間中であっても、本契約を締結した翌年度以降において、本契約に係る歳出予算の減額又は削減があった場合は、契約を変更又は解除することができる。

2. 募集区分

上記1(3)に記載した世田谷区立中学校8校について、学校主事業務を委託する法人を募集する。ただし、募集時点で学校ごとに選定を行わず、選定委員会により上位3社を選定後、評価の高い事業者から順に、世田谷区と受託者が協議の上、委託校を決定することとする。委託校数については、評価1位の事業者は上限を5校、下限を3校に、2位の事業者は下限を2校に、3位の事業者は下限を1校とすることとする。ただし、上位3位以内の事業者において、区の定める基準点を下回る場合は、選定しないこととする。

3. 応募資格

次のすべての要件を満たす法人であること。

- (1) 東京都内に本社または支店等を設置している法人であること。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格を有すること。
- (3) 次の事項に該当しないこと。
 - 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者
 - 同条第2項の規定により、世田谷区における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - 世田谷区から現に指名停止を受けている者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づく更生手続き開始申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく民事再生手続き開始申立てがなされていないこと。
- (5) 世田谷区契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年2月28日 23世経理第709号）に定める除外措置要件に該当していないこと。
- (6) 地方自治体において、平成30年度から令和2年度の3年間に、学校用務業務を引き続き2年以上受託していること。
- (7) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。

4. 提案書の提出者を選定する基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

5. 提案書を特定するための評価基準

- (1) 学校主事業務に対する基本的な考え方
- (2) 業務実施体制
- (3) 作業員についての基本的な考え方
- (4) 災害対策や安全対策、苦情対応等
- (5) 個人情報管理
- (6) 事業者からの提言・提案
- (7) 業務実績
- (8) 見積金額の妥当性
- (9) 経営状況
- (10) プレゼンテーションでの説明内容の明確性、的確性、実現の可能性
一次審査により選定した事業者のみ適用

6. 手続き等

(1) 担当部課

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4丁目21番27号
世田谷区教育政策部学校職員課職員係
(世田谷区役所第2庁舎3階35番窓口)
電話 03-5432-2674 ファクシミリ 03-5432-3025

(2) 募集要領の配布期間、場所及び方法

配布期間 令和2年10月5日(月)～10月19日(月)

場所及び方法 上記6(1)の窓口で配布(窓口配布については土・日曜日を除く午前9時～午後5時)または世田谷区ホームページ(世田谷区
トップページ 目次から探す 子ども・教育・若者支援 教育
委員会 世田谷区立中学校主事業務委託に係るプロポーザル募
集要領)でダウンロード
希望者に無償配布する。

(3) 参加表明書の提出期間並びに場所及び方法

提出期間 令和2年10月5日(月)～10月19日(月)

土・日曜日を除く、午前9時～午後5時

参加表明書を提出した事業者について参加資格の確認を行い、招請通知を発送する。

提出場所 上記6(1)に同じ

提出方法 持参または郵送(書留郵便のみ)

(4) 提案書等の提出並びに場所及び方法

提出期間 招請通知受領日～11月17日(火)

土・日曜日、祝日を除く、午前9時～午後5時

提出場所 上記6(1)に同じ

提出方法 持参または郵送(書留郵便のみ)

7. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(5) 関連情報を入手するための窓口 6(1)に同じ

(6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。

(7) 本件に関して区から入手した資料や情報等は、区の許可なく公表又は転載、引用等を行ってはならない。

(8) 企画提案に係る費用は、参加者の負担とする。

(9) 詳細は募集要領による。

(10) プロポーザル実施過程において、直接委託対象校へ連絡をしたり、委託対象校を訪問(校内に立ち入るなど)したり、職員や保護者等に話を聞くなどしてはならない。

(11) 区との契約では単年度で予定価格2,000万円以上の業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。詳細は別紙を確認すること。

世田谷区との一定額以上の契約には、世田谷区公契約条例に基づく「**労働報酬下限額**」が適用されます

世田谷区公契約条例とは
世田谷区が事業者と結ぶ契約（公契約）に関する基本方針と区長や事業者の責務などを定めるもので、公契約において適正な入札などの手続きを実施し、労働者の適正な労働条件を確保し、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的とした条例です。



区長の責務(主なもの)

1. 入札制度改革、区内事業者の育成と経営環境の改善に努めます。
これまで区は、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度における基準価格の設定範囲等の見直しや総合評価方式競争入札の導入などを始めとする入札制度改革に取り組んできました。引き続き、条例に基づき、様々な制度を見直し、改革を進めてまいります。
2. 適正な労働条件確保のための施策を行うように努め、次の取組みを実施します。
(1) 「労働報酬下限額」を事業者に示し、適正な賃金の支払いを促します。
(2) 「労働条件確認帳票」の提出を事業者に求め、必要があれば改善措置を行います。

事業者の責務(主なもの)

1. 区長の取組みに従い、公共事業の質の確保、適正な賃金の支払いと労働条件の確保・向上に努めて下さい。
2. 区内の下請業者への注文や区内にお住まいの労働者の雇用に努めて下さい。
3. 受注業務の第三者への発注にあたり適正な条件を付けるように努めて下さい。
4. 障害者雇用促進法、男女共同参画社会基本法、労働契約法、子ども・若者育成支援推進法の趣旨に基づく取組みに努めて下さい。
5. 区内の下請業者の受注や区内在住労働者の雇用の機会を図るように努めて下さい。

労働報酬下限額とは

1. 概要
労働報酬下限額とは、予定価格が一定額以上の公契約において、契約事業者が労働者に支払う職種ごとの労働報酬の下限とすべき額のことです。世田谷区長が条例に基づき決定し、告示します。
契約事業者には、労働報酬下限額を守っていただくことにより、労働者に適正な賃金を支払い、労働者の適正な労働条件を確保し、向上させるよう努めていただく義務のあることが条例に定められています。
2. 対象
予定価格が3千万円以上の工事請負契約 及び 予定価格が2千万円以上の工事以外の契約(不動産、賃貸借を除く)
3. 告示額
次ページのとおり

労働条件確認帳票とは

1. 概要
労働条件確認帳票は、公契約において賃金、労働時間、社会保険の加入の有無その他の労働条件が適正であることを確認するためのもので、契約担当窓口において契約事業者に配布し、提出を求めます。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。
2. 対象
予定価格が50万円を超える契約(指定管理の協定は零円を超えるもの)
3. 閲覧場所(契約内容によって取扱い窓口が異なります。)
(1) 経理課(世田谷区役所第一庁舎2階20番窓口): 教育総務課が取り扱う契約以外の契約
(2) 教育総務課(世田谷区役所第二庁舎3階33番窓口): 教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

公契約条例等の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係 電話:03-5432-2145~2152・2435・2436 ファクシミリ:03-5432-3046

労働報酬下限額一覧

令和元年12月18日告示による

(適用対象は令和2年4月1日以後に締結する契約。ただしこの告示前に公告した入札に付された公契約を除く。)

【工事請負契約の場合】

対象契約: 工事請負契約のうち、予定価格が3千万円以上のもの

労働報酬下限額: 東京都の公共工事設計労務単価(平成31年3月現在)の51職種ごとの単価の85%相当額(熟練労働者)
(下表のとおり)

号	職種	労働報酬下限額 (1時間あたり)	号	職種	労働報酬下限額 (1時間あたり)
1	特殊作業員	2,572円	25	土木一般世話役	2,614円
2	普通作業員	2,242円	26	高級船員	3,092円
3	軽作業員	1,605円	27	普通船員	2,444円
4	造園工	2,253円	28	潜水士	4,304円
5	法面工	2,848円	29	潜水連絡員	2,965円
6	とび工	2,869円	30	潜水送気員	2,944円
7	石工	2,901円	31	山林砂防工	2,859円
8	ブロック工	2,689円	32	軌道工	4,739円
9	電工	2,710円	33	型わく工	2,731円
10	鉄筋工	2,890円	34	大工	2,689円
11	鉄骨工	2,699円	35	左官	2,901円
12	塗装工	2,965円	36	配管工	2,434円
13	溶接工	3,177円	37	はつり工	2,635円
14	運転手(特殊)	2,529円	38	防水工	3,145円
15	運転手(一般)	2,094円	39	板金工	2,922円
16	潜かん工	3,156円	41	サッシ工	2,689円
17	潜かん世話役	3,730円	43	内装工	2,901円
18	さく岩工	3,145円	44	ガラス工	2,614円
19	トンネル特殊工	3,092円	46	ダクト工	2,370円
20	トンネル作業員	2,550円	47	保温工	2,402円
21	トンネル世話役	3,432円	49	設備機械工	2,444円
22	橋りょう特殊工	3,156円	50	交通誘導員A	1,615円
23	橋りょう塗装工	3,273円	51	交通誘導員B	1,403円
24	橋りょう世話役	3,613円	52	上記以外の職種	1,130円

第1号から第51号までに該当の労働者であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については以下の下限額となります。

労働報酬下限額: 1時間あたり1,322円

「タイル工」、「屋根ふき工」、「建具工」及び「建築ブロック工」については、国土交通省より東京都における公共工事設計労務単価が示されなかったため記載していませんが、過去の公共工事設計労務単価を基に算出した参考値をご案内いたしますので、表記担当にお問い合わせください。

【工事以外の契約の場合】(設計・測量等委託、業務委託、印刷、物品供給、指定管理者協定 等)

対象契約: 工事以外の契約(不動産、賃貸借を除く)又は指定管理者協定のうち、予定価格が2千万円以上のもの

労働報酬下限額: 1時間あたり1,130円